

広島市告示（安佐北区）第 40 号
令和 8 年 6 月 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定に基づき、令和元年 10 月 10 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した安佐町久地魚切自治会（代表者 大石 康朗）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項
事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区安佐町大字久地 1 1 1 3 番地	広島市安佐北区安佐町大字久地 1 6 1 8 番地 1
代表者の 氏名及び 住所	大石 康朗 広島市安佐北区安佐町大字久地 1 1 1 3 番地	林 豊 広島市安佐北区安佐町大字久地 1 6 1 8 番地 1